

「長崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定について

1. 計画の趣旨

- ・ 令和元年9月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、令和元年11月には、国の新たな子どもの貧困対策の指針である「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「新大綱」という。）が閣議決定。
- ・ 法改正や新大綱等の内容を踏まえ、令和元年度までの計画である「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を改定し、本県の子どもの貧困対策をより一層総合的に推進するために、新たな「長崎県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定するもの。

2. 計画の性格

- ・ 法第9条第1項に基づく、都道府県計画
- ・ 長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～平成6年度）の個別計画

3. 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

4. 新計画のポイント

- ・ 法第9条に基づき、法改正の趣旨や新大綱の内容を勘案
- ・ 本県における子どもの現状（平成30年度に実施した長崎県子どもの生活に関する実態調査結果を含む）や、国の新大綱等を踏まえ、理念のもと、3つの基本方針や4つの分野の重点施策を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進
- ・ 重点施策をより効果的に展開していくため、分野横断的な施策を一体的に推進
- ・ 指標（数値目標）として、新大綱に基づく重点施策に関連する32項目、並びに分野横断的な施策に関連する2項目を設定（計34項目）

<理念>

長崎県のすべての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目指し、子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どものことを第一に考え、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

<基本方針>

- 1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
- 2) 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮
- 3) 市町をはじめ関係機関と連携した取組の推進

<重点施策>

- 1) 教育の支援
- 2) 生活の安定に資するための支援
- 3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 4) 経済的支援

※重点施策の4つの柱については、現計画と大きな変更なし

<分野横断的な施策>

- 1) 確実に支援につなぐ仕組みづくり
 - ・パンフレット活用による既存制度周知（全ての子育て世帯18万世帯に配布）
 - ・事象別チェックリスト活用による市町の庁内連携強化
 - ・判断基準と支援フロー図活用による早期発見・早期支援
 - ・支援者の研修強化（ソーシャルワーク力向上）
 - ・総合相談窓口の設置
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う影響への対応
- 2) 地域における支援体制の充実強化
 - ・市町の計画策定や施策推進（先進事例の横展開や技術的助言）等
 - ・民間を活用した技術支援
 - ・子ども食堂など民間独自の取組との協働
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う影響への対応

5. 策定までのスケジュール

- ・11月 国の「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定
- ・1月 長崎県子育て条例推進協議会の開催（骨子）
- ・4月 長崎県子育て条例推進協議会等へ意見照会（素案たたき台）
- ・5月 長崎県子育て条例推進協議会の開催（素案修正案）
- ・6月 長崎県議会へ素案の提出
- ・7月 長崎県子育て条例推進協議会等へ意見照会（素案）
- ・7月 パブリックコメントの実施
- ・9月 長崎県議会へ最終案の報告
- ・10月 策定・公表